

○奄美市移住定住・住宅購入費助成金交付要綱

平成27年8月31日告示第123号の2

改正

平成30年4月1日告示第64号の7

奄美市移住定住・住宅購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美群島外からの転入者が本市に定住する意思を持って自ら居住するための住宅を建築し、又は購入する者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「住宅」とは、居住の用に供するために建築された一戸建ての家屋をいう。

2 この要綱において、「移住者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 第6条の申請の日までの2年以内に新たに市内に住所を有することとなった者で、当該新たに市内に住所を有した日を起算日として、当該起算日前5年の間に奄美群島内に住所を有していないもの
- (2) 第6条の申請年度に住所を有する予定の者で、当該市内に住所を有する予定の日を起算日として、当該起算日前5年の間に奄美群島内に住所を有していないもの

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住者であること。
- (2) 第6条の申請の日までの2年以内において市内で住宅を建築若しくは購入した者又は申請年度において市内で住宅を建築若しくは購入を予定している者で、当該住宅取得後、当該住宅に係る登記簿（敷地の購入を含む申請にあっては、当該敷地に係るものを含む。）に所有権の設定（共有登記にあっては、持ち分が2分の1のものに限る。）が可能なるものであること。
- (3) この要綱による助成金の交付を受けた日から当該交付に係る住宅に10年以上生活の本拠として居住し、かつ、住民登録する意思があること。
- (4) 本人及びその同一世帯員が市税その他の本市に納付すべき債務（申請した年又はその前年において他市区町村の住民基本台帳に登録された者にあつては、当該市区町村に係る税を含む。）を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としない。

- (1) 国、県又は市等の制度による移住の支援に係る他の助成金、移転補償、損害賠償等の補填等を受けて住宅を建築し、又は購入した者
- (2) 住宅の共有持分が各々2分の1である者で、他の一方の者がこの要綱による助成金の交付の申請を行ったもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費と

する。

(1) 住宅の建築費（当該住宅の敷地の購入費を含む。）

(2) 住宅の購入費（当該住宅の敷地の購入費を含む。）

（助成金の額）

第5条 助成金の額は対象経費と別表第1により算出して得た額を比較して少ない方の額とする。

（助成金の交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住定住・住宅購入費助成金交付申請書（別記第1号様式）に別表第2に掲げる書類（該当するものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の記載内容を変更しようとするときは、奄美市移住定住・住宅購入費助成金交付変更申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、交付決定後の助成金の増額は行わないものとする。

(1) 変更後の見積書又は契約書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第8条 交付決定者は、対象工事が完了したときは、当該交付決定の日から当該年度の3月末日までに、奄美市移住定住・住宅購入費実績報告書（別記第4号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1) 世帯員全員の住民票の写し

(2) 住宅の登記事項証明書

(3) 住宅の敷地の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(4) 領収書の写し

(5) 住宅の全景写真（1枚）

(6) その他市長が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査その他の調査により、助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 交付決定者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の交付決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金について、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命じることがある。

(1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

(2) 助成金の交付条件に従わないとき。

(3) 助成金の交付を受けた日から10年以内に生活の本拠を助成金の交付に係る住宅以外に移し、又は当該住宅を売却し、若しくは譲渡したとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日までの間、第3条第1号の規定にかかわらず、同号中「申請する年度又はその前年度」とあるのは、「平成27年9月1日以後」とする。

附 則 (平成30年4月1日告示第64号の7)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

区分		交付要件	交付金額	
住 宅 購 入 費 助 成 金	基本額	住宅を取得する場合	50万円	
	扶養加算	同居者に高等学校卒業前の者(18歳以下の者に限る。)がある場合	1人の場合	20万円
			2人以上の場合	50万円

別表第2 (第6条関係)

添付書類	(1) 同居人予定報告書(別記第2号様式) (2) 世帯員全員の住民票の写し (3) 世帯全員の戸籍の附票の写し(外国人を除く。) (4) 住宅の位置図 (5) 住宅の建築又は購入に係る見積書又は契約書の写し (6) 世帯全員の市税等の納税証明 (7) 誓約書(別記第3号様式) (8) その他市長が必要と認める書類
------	---

別記

第1号様式 (第6条関係)

年 月 日

奄美市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

連絡先

移住定住・住宅購入費助成金交付(変更)申請書

奄美市移住定住助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり移住定住助成金の交付を申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

2 助成金の内訳

基本額	500,000 円
扶養加算 (人)	円

3 転入年月日及び住宅等取得年月日等

転 入 (予 定) 年 月 日	年 月 日
住 宅 取 得 (予 定) 年 月 日	年 月 日
敷 地 取 得 (賃 借 開 始) 年 月 日	年 月 日

4 取得予定額

敷地： 円

住宅： 円

5 添付書類

(1) 同居人報告書(第2号様式)	<input type="checkbox"/>
(2) 世帯全員の住民票の写し	<input type="checkbox"/>
(3) 世帯全員の戸籍の附票の写し(外国人を除く。)	<input type="checkbox"/>
(4) 住宅の位置図	<input type="checkbox"/>
(5) 住宅の建設又は購入に係る見積書又は契約書の写し	<input type="checkbox"/>
(6) 世帯全員の市税等の納税証明	<input type="checkbox"/>
(7) 誓約書(第3号様式)	<input type="checkbox"/>
(8) その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

備考1 該当する添付書類の右の欄に☑を記載すること。

- 2 申請内容の変更により申請書を提出する場合は、変更後の(5)、(8)を提出すること。

第2号様式 (第6条関係)

同居予定人報告書

氏名	申請者との続柄	性別	生年月日	職業	備考

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

奄美市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

印

誓約書

私は、奄美市の住民として地域の自治活動に積極的に参加し、定住の意思をもって居住します。

また、奄美市移住定住・住宅購入費助成金交付要綱第13条の要件に該当することとなったときは、市長が指定する金額を返還します。

奄美市長 殿

住所

氏名

印

奄美市移住定住・住宅購入費実績報告書

次のとおり住宅購入等が完了したので、奄美市移住定住・住宅購入費助成金交付要綱第8条の規定に基づき、報告いたします。

なお、この報告書に記載の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

助成金交付決定通知	年 月 日 交付決定番号第	号
助成金交付請求額	金	円
購入費等（税込）	金	円

※添付書類

- (1) 世帯員全員の住民票の写し
- (2) 住宅の登記事項証明書
- (3) 住宅の敷地の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 住宅の全景写真（1枚）
- (6) その他市長が必要と認める書類